

太子町立太子東中学校 いじめ防止基本方針（案）

2024（令和6）年4月改定

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校における「いじめ防止基本方針」を以下のように定める。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

以下は、いじめについての基本的な認識である。（兵庫県いじめ防止基本方針）

- ① いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

(2) 基本的考え方・学校及び教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、人として決して許される行為ではなく、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない」という共通認識を立ち、全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進する。そのため日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、平素より教師集団が、教育相談やカウンセリングのみならず、学校生活全体を通して、個々の生徒たちの様子や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、生徒の微妙な変化に対応していかなければならない。そして、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し取り組む必要がある。

2 いじめ防止等の指導体制・組織対応

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。（別紙1 校内指導体制及び関係機関）

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見に努める。また、いじめの問題への取組の重要性について、家庭・地域と認識を共有し、教育活動に支援を得ながら一体となり取組を推進する。

(2) 未然防止のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通して、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行う。いじめを生まない土壌づくり、学級風土、学校文化、心の教育の充実を進める。

- ① 個性や可能性を伸長する授業の充実
- ② 人間関係の基盤となる力の育成
- ③ 道徳教育の充実
- ④ 人権教育の充実
- ⑤ 体験活動の充実
- ⑥ 特別活動の充実

いじめを「なくす」より「させない」という考えのもと、自己を大切にするとともに他者を認めることができる、人権感覚を身につける取り組みを推進する。

- ① 社会のルールを守る姿勢を身につけること
- ② お互いに多様な存在として認めあえること
- ③ 何が正しいかを自分の頭で考えることができること
- ④ 「困った、助けて」と言えるようになること

(3) 早期発見のための指導計画

いじめは早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努め、生徒を観察する眼を磨くことが必要である。

- ① 日々の観察
- ② 集団と個を観察
- ③ 信頼関係づくり
- ④ 教育相談の充実
- ⑤ 生活ノート・アンケートの活用

(4) いじめを認知した際の早期対応・組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、速やかに太子町教育委員会に報告するとともに、いじめ対応チーム(校内組織)を発足させ、問題を顕現することなく早期に対応する。情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速かつ組織的対応を行う。

- ① いじめ情報のキャッチ
- ② 正確な実態把握
- ③ 指導体制、方針の決定
- ④ 生徒への指導と支援
- ⑤ 保護者との連携
- ⑥ 事後対応

(5) ネット上のいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、生徒に対してインターネットの正しい活用法など情報モラル教育を充実させるとともに、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者や警察等関係機関との連携が不可欠である。

- ① 保護者との連携
- ② 生徒の心理を踏まえた指導
- ③ 関係機関との連携
- ④ 情報モラルの指導

(6) 校内指導体制及び関係機関

- ① 校長のリーダーシップのもとに「いじめは絶対に許さない」「根絶する」という強い意志のもと、年間を見通したいじめ指導計画に基づき、学校全体で組織的な取組を継続して行う。
- ② 組織的な取組を推進していくため、いじめ問題の対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- ③ 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の職員が問題を抱えこむことのないように、全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- ④ 状況や実態に応じた取組を展開するために、教員向け・生徒向けアンケートを定期的に実施し検証・評価を行う。
- ⑤ 年間指導計画に基づいたいじめの未然防止・早期発見のための取組を行う。
- ⑥ 日々の観察の仕方など、「ささいな変化」に気づくためのいじめ防止に関する研修を実施し、教職員の資質向上を図る。
- ⑦ 家庭や地域への啓発活動に取り組み、いじめに対する家庭や地域の気づきと教職員の気づきが互いに共有できるよう相談窓口や連絡体制の周知を図る。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合等のケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余義なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、疑いがある場合も含めて、太子町いじめ防止対策推進条例に基づき、直ちに、太子町教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、「いじめ対応マニュアル」改訂版・兵庫県教育委員会の重大事態対応フロー図を参照し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家であるスクールソーシャルワーカー及び民生児童委員等を加えケース会議を開くとともに、組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、太子町教育委員会の判断により、「町教育委員会の附属機関」及び「町の附属機関」が実施する調査に協力する。

(3) 重大事態対応フロー図の活用

「いじめ対応マニュアル」改訂版・兵庫県教育委員会

- ① 学校用 ② 設置者用

4 チェックリストの活用

(1) いじめのサインの把握と食い違いを起こさない対応

「いじめ対応マニュアル」改訂版・兵庫県教育委員会

- ① いじめ早期発見のためのチェックリスト ② 教職員のいじめ対応チェックリスト

5 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも静寂発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、PTA総会・学校評議員会をはじめ、家庭訪問、三者懇談、地区懇談会などあらゆる機会を利用して保護者や地域に対し静寂発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の「いじめ防止基本方針」が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に定期的に点検・評価し、必要に応じて改善するように努める。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加確保できるように留意する。また、家庭・地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

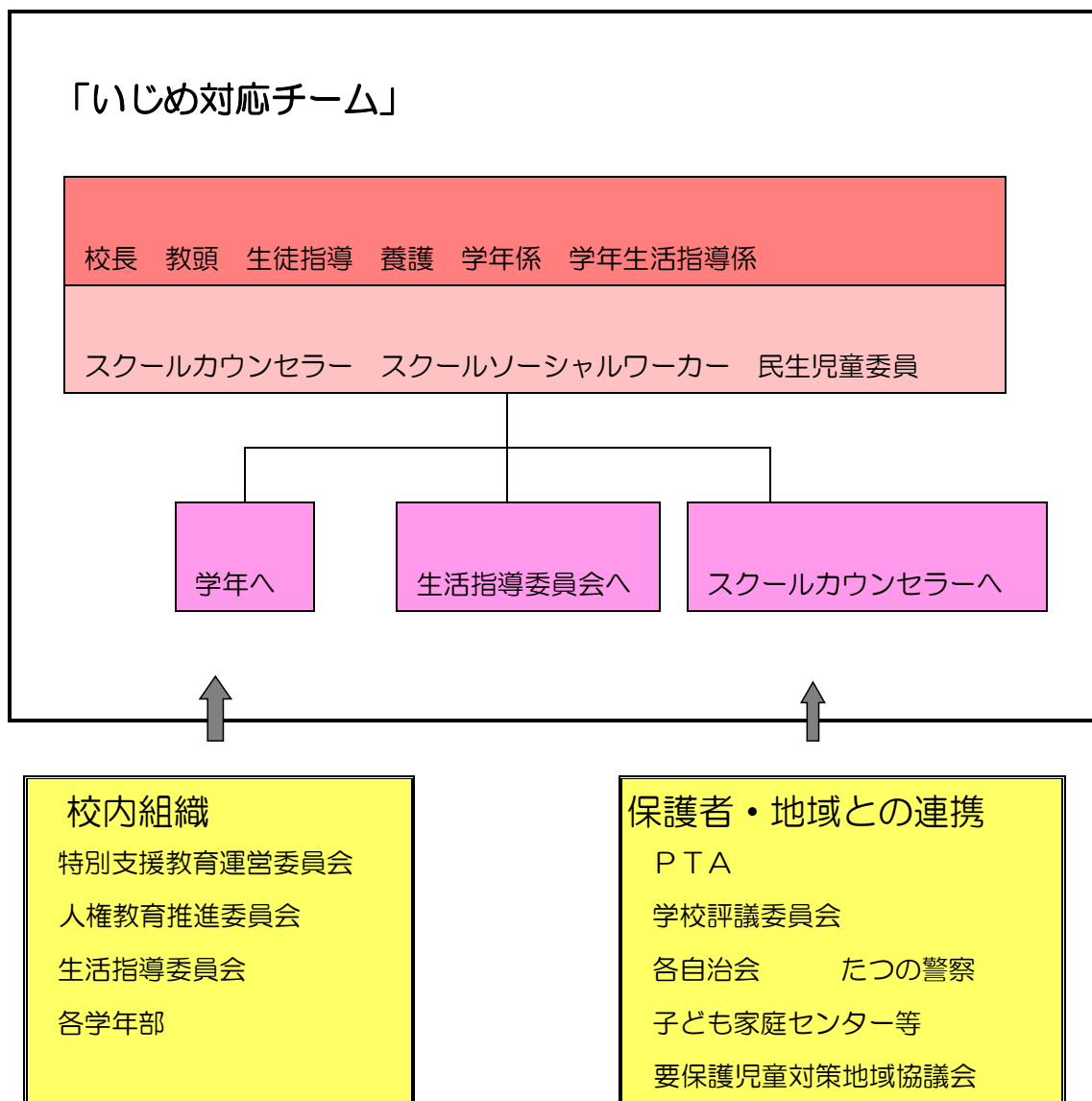
指導計画

月	行事・指導	実践活動および取り組み
4	家庭訪問	基本的生活習慣の指導 指導体制の確立 保護者との連携
5	修学旅行・校外学習	連休指導 教育相談強化期間（いじめ調査1）
7	休業前指導（太龍の夏） 地区懇談	学級懇談 1学期総括（いじめ調査2） 夏季休業中の生活指導 街頭補導 地域との連携
8	太子会式・街頭補導	職員研修 街頭補導 青少協深夜補導
9	文化発表会	服装指導 生活習慣指導
10	体育大会	服装指導 教育相談強化期間（いじめ調査3）
11	トライやるウィーク	下校指導（完全下校徹底） 教育相談強化期間
12	休業前指導（太龍の冬） 入試前指導	2学期総括（いじめ調査4） 冬季休業中の生活指導 街頭補導
1		生活指導重点活動（いじめ調査5）
2	入学説明会 太子会式	新入生・保護者向け規約説明 街頭補導 服装指導

3	卒業式前指導 卒業式 休業前指導（太龍の春）	3学期総括（いじめ調査6） 街頭補導 春季休業中の生活指導
---	---------------------------	----------------------------------

別紙1

【対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」】



※対応チームの会議は、原則学期に1～2回行う

※いじめの調査アンケートは、学期に2回行う

※問題が発生したときは、即座に対応チームを招集する(ネットいじめにも同等に扱う)